

# 令和3年6月定例会 総務文教常任委員会記録

令和3年6月17日（木）

令和3年6月21日（月）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室



# 目 次

令和3年6月17日（木）	5 頁
令和3年6月21日（月）	33 頁



## 令和3年6月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	6月17日(木)	<p>審査日程の決定</p> <p>議案審査(総務部)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第17号、</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第13号～第15号・第19号～第21号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> <p>議案審査(教育委員会事務局)</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第17号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第2日	6月21日(月)	<p>自由討議</p> <p>議案審査</p> <p style="padding-left: 2em;">議案乙第17号、</p> <p style="padding-left: 2em;">議案甲第13号～第15号・第19号～第21号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p>

## 6 月定例会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和3年6月17日付託]

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算(第4号)	[可決]
議案甲第13号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第14号鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第15号鳥栖市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第19号工事請負契約の締結について	[可決]
議案甲第20号工事請負契約の締結について	[可決]
議案甲第21号工事請負契約の締結について	[可決]

[令和3年6月21日 委員会議決]

令和3年6月17日（木）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 久保山博幸

委員 森山林

委員 久保山日出男

委員 尼寺省悟

委員 中川原豊志

委員 伊藤克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

総務課文書法制係長 小森敏幸

総務部次長兼財政課長 姉川勝之

財政課長補佐兼財政係長 秋山政樹

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課長補佐兼庁舎建設係長 田中秀信

企画政策部長 松雪努

教育部長 小柳秀和

教育部次長兼教育総務課長 青木博美

教育総務課長補佐兼総務係長 立石光顕

学校教育課長 中島達也

学校教育課インクルーシブ教育推進係長 長野稚佐

学校給食課長兼学校給食センター所長 犬丸章宏

生涯学習課長兼図書館長 松隈義和

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

#### 5 日程

審査日程の決定

議案審査（総務部）

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第13号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例

議案甲第14号鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案甲第15号鳥栖市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第19号工事請負契約の締結について

議案甲第20号工事請負契約の締結について

議案甲第21号工事請負契約の締結について

〔説明、質疑〕

議案審査（教育委員会事務局）

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

〔説明、質疑〕

#### 6 傍聴者

1人

#### 7 その他

なし



午前10時40分休憩

oo

午前10時42分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oo

総務部

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

これより、総務部関係議案の審査を行います。

総務部関係の議案は、議案乙第17号、議案甲第13号から15号及び19号から21号の計7議案であります。

なお、議案甲第14号と15号及び議案甲第19号から21号については、それぞれ一括して審査を行います。御了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

資料については、書記からタブレットに送信いたしますので、そちらを御覧ください。

では、執行部の説明を求めます。

石丸健一総務部長

委員会の審査をいただく前に、一言御挨拶申し上げます。

御審議いただく総務部関係の予算につきましては、歳入として、財政調整基金からの繰入金及び市債。

歳出といたしましては、弁護士謝金でございます。

また、継続費及び繰越明許費繰越計算書の報告も併せて担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### 姉川勝之総務部次長兼財政課長

おはようございます。

それでは、議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）中、総務部関係について説明をさせていただきます。

説明は、配付させていただいております総務文教常任委員会資料及び参考資料により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、総務文教常任委員会資料2ページをお願いいたします。

令和3年度6月補正予算概要といたしまして、歳入について説明いたします。

2ページ目でございますが、款20繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金につきましては、6月補正の財源調整のため、8,451万5,000円の繰入れを行うものでございます。

なお、基金の残高見込みにつきましては、参考資料の2ページ目にも記載しておりますが、財政調整基金の6月補正後現在高は約31億8,400万円となる予定でございます。

次に、款23市債、項1市債につきましては、事業ごとに担当部局が所管の常任委員会で説明することといたしておりますが、一括して御報告いたします。

まず、目3土木債、節1道路橋梁債1,160万円につきましては、道路改良事業に係る国の交付金の採択内示等に伴うものでございます。

次に、節3都市計画債1億2,750万円につきましても、公園整備事業に係る国の交付金の採択内示に伴うものでございます。

歳入については以上でございます。

### 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、行政運営を円滑に推進するため、困難事例について弁護士に相談するための謝金を計上するものでございます。

### 古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

それでは、次に継続費繰越計算書について御報告をさせていただきます。

鳥栖市議会定例会議案の9ページ、10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費の新庁舎整備事業につきましては、令和2年度から令和4年度までの3か年の継続費を設定いたしております。

令和2年度は、6億8,322万円を計上しておりましたけれども、新庁舎建築工事の入札不調等に伴いまして、令和3年度へ全額繰り越したものでございます。

継続費繰越計算書については、以上でございます。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書についてでございます。

12ページの上段をお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、施設用感染症対策経費、繰越額737万円のうち242万円が、総務課分になっております。

なお、5月27日に入札を終えているところでございます。

以上で議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の総務部関係部分の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

**中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

**伊藤克也委員**

すいません。

今、説明のあった施設用感染対策経費の220万円、具体的にはどういった内容でしたか。

サーマルカメラとか、そんなところでよかったのか、確認のため、お願いします。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

内容につきましては、サーモグラフィカメラの購入になっております。

ちなみに、総務課分につきましては、タブレットが11台分となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

**伊藤克也委員**

はい。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

よろしいですか。

**伊藤克也委員**

すいません、歳入で、財政調整基金の繰入金なんですけれども、財政調整のためということで、これも具体的にどういったところの調整のために今回、補正で繰り入れられたのかということ、御説明いただけたらと思います。

**姉川勝之総務部次長兼財政課長**

財政調整基金、今回、もともと全体といたしまして、6月の補正予算として8億2,839万円の補正をいたしております。

これの財源といたしましては、道路事業や公園整備事業については、国の補助金とか、あとそれに伴う市債等を計上いたしておりますが、当然、その補助裏の部分とか、市債のほうの充当残の部分等に一般財源が必要になってまいります。

今回の6月補正予算に関しましては、市税とかそういったものの補正を行っておりませんので、その不足分について、財政調整基金から取り崩したということになりますので、全体を通して、一般財源相当部分を財政調整基金で補ったということになっております。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

歳出の一般管理費、報償費、謝金ですけれども、弁護士費用というふうな形でお聞きしたんですけれども、市として顧問弁護士がいらっしゃると思うんですが、今回補正する分については、例えば、弁護士を追加するとか、何かそういった意味合いがあつての補正なのか、確認をさせてください。

#### **石丸健一総務部長**

今回の分につきましては、先ほど総務課長が御説明申し上げたように、対応が非常に困難な事例等が発生した場合、弁護士さんに相談等をお願いするものでございまして、特に顧問弁護士さんいらっしゃいますけれども、現地での同席とか現地での対応というのが困難でございます。

従いまして、そういう同席とか、現場での交渉ができる弁護士さんに新たにお願いを申し上げたいというふうに思っております。

#### **尼寺省悟委員**

今の関連ですけど、この202万円の根拠っていったら、どうなるの？

#### **緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

根拠といたしましては、法律相談が1回5,000円の30分相当と、あと、それに伴いまして、交渉と一緒にいって行つていただく場合に1件幾らと。

あと、それに伴います出張費用の日当関係を全部込みでした場合の金額となっているところでございます。

#### **尼寺省悟委員**

そうですか。

30分5,000円よね。

そうなってくると、何時間ぐらいの相談ということ？

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

法律相談につきましては、5回程度なんですけど、文書作成、交渉等につきましては、1件15万円相当になりますので、その分も含めた形での計上になります。

**石丸健一総務部長**

補足ですけれども、それを8ケース想定をいたしております。

以上でございます。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。



**議案甲第13号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例**

**中村直人委員長**

次に、議案甲第13号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

いいですね。

それでは、執行部の説明を求めます。

**緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長**

続きまして、甲議案の説明をさせていただきます。

条例案等の参考資料に沿いまして、説明させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。

議案甲第13号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の理由といたしましては、本市の情報公開の一層の推進を図るため、条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、公文書の公開請求権者の範囲を整理し、実施機関の非公開決定等に係る理由付記の義務を明文化するものでございます。

施行日といたしましては、令和3年7月1日からといたしております。

以上になります。

## 中村直人委員長

執行部の説明が終わりましたので、質疑を行います。

## 尼寺省悟委員

まず、第4条について聞くけど、公開請求権者を、今まで条件があったのを、「何人も」に変えたといったことについては、いいことだと思うんやけど、私、いつかは覚えていないけれども、10年か15年ぐらい前にこの質問、したことあるんよ。

そうしたら、結局、いろいろ言われて、しないという答弁をもらったと記憶しているんやけど。

これ、こういうふうに変えたのは、何で変えたの？世の中の流れがこうだからちゅうことで変えたわけ？

## 小森敏幸総務課文書法制係長

現行の条例におきましては、市内者と市外者を区別しております。

それで、市外者に対しては、公開に努めるという努力義務を規定しているところですが、近年――平成13年度が制定当初だったんですが、市外者からの請求も増えてきておりまして、市外者と市内者を分ける理由がもうなくなってきました。

社会情勢の変化に伴いまして、今回、「何人」というような表現に変えさせていただいているところがございます。

## 尼寺省悟委員

私は、変えることに対して別に文句言っているわけじゃないんです。もっと早くすべきであったというふうに思っただけの話なんですけどね。

まあ、それはいいです。

それから、第2条についてなんですが、「組織的に用いるもの」という表現が加わったわけやね。

これは、現行と改正案を比べてみると、対象が広がった、狭まった、どんなふうにか考えた方がいいのかな。

## 小森敏幸総務課文書法制係長

今回、定義に「組織的に用いるものとして」というものを加えたことによって、内容が変わるのかどうかということについてなんですが、運用上、これまでも「組織的に用いるもの」というものを公文書として取り扱ってまいりました。

それで、今回は、上位法にございます、国が定めております行政機関の保有する情報の公開に関する法律というものがございまして、こちらの公文書の定義に表現を合わせております。字句の整理というものでございます。

## 尼寺省悟委員

昔からよく言われたものに、職員が自分のメモっちゅうのか、いわゆる備忘録っちゅうか、そういったものは、必ずしも組織的に用いられるものから排除するものではないわけやろう。

ケース・バイ・ケースによって、メモとか備忘録についても、組織的に用いられるものの中に入らないということはないわけでしょう。

その辺はどう？

## 小森敏幸総務課文書法制係長

近年、逐条解説であったり、裁判例の蓄積があっておりまして、個人的につくったメモであったり、個人的に収集した資料というのは、公文書から排除される傾向にあります。

今の運用におきましても、公文書の範囲からは外れたものになっております。

それで、私どもが公文書として捉えているものは、例えば、総務課の中でファイリングして、実際に組織的に決裁を取って保管しているような書類、そういったものを公文書といった取扱いというふうに考えております。

## 尼寺省悟委員

例えば、ある職員が、県庁とか外部機関、国の機関とか、そういったところに相談をして、向こうから返事が来ると。それが、口頭であったり、電子メールであったりすると。

そういったものについては、基本的に、それを自分のポケットに入れるわけじゃなくて、ちゃんとそれを上司に、こういったものですよということで報告をする。

そういったものについては、組織的に用いられるものだというふうに解釈していいわけやろう。

## 小森敏幸総務課文書法制係長

県、国からのメールにつきましては、もちろんプリントアウトして、組織的に回議をするというルールがございますので、それは、公文書という取扱いになります。

## 尼寺省悟委員

しつこいようやけど、例えば、その部署の中で、意見が対立しているものがあると。

それで、その職員は少数派で、こっちがいいと思ってたと。

県のほうに言ってみたら、結果的に県がそっちを支持したと。

そういった命令というのは、上司にとってみたら、それは自分とは反するものだから、これはノーだというような形で、それはもう組織的なものとは言えんと、それはお前の勝手なメモだろうというふうなケースも聞いたことがあるけど、そういったものはどうなる？ちょっと話がとっぴかな。

## 小森敏幸総務課文書法制係長

すいません、そういった事例があまり思い浮かばないんですが、基本的に、県から受け取ったものについては、組織的に収受をして、回覧をして、上司の判断を仰ぐというのが本筋でございますので、上司に逆らったような意見を対外的に発するっていう事例が私にも記憶にないもので、すいません、答弁がうまくできないんですが。

#### 尼寺省悟委員

基本的には、今回の改正というのは、いろんな形、今までのものを整理したと。

基本的には、今までとは変わらないんだというふうな解釈でいいわけやね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それなら、いいです。

#### 中村直人委員長

ほかにご覧いませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。



### 議案甲第14号鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

### 議案甲第15号鳥栖市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

#### 中村直人委員長

次に、議案甲第14号鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例及び議案甲第15号鳥栖市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題といたします。

資料は書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

#### 緒方守総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長

5ページ目をお願いいたします。

議案甲第14号鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正の理由といたしましては、審査の申出の手續等における書面への押印及び署名を不要としたいため、条例を改正するものでございます。



議案甲第19号から議案甲第21号までの3議案につきましては、新庁舎整備事業、鳥栖市市庁舎新築工事の建築、電気設備及び機械設備の工事請負契約の締結について、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約について市議会の議決をお願いするものでございます。

鳥栖市議会定例会議案（その2）の3ページをお願いいたします。

議案甲第19号工事請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

新庁舎整備事業鳥栖市市庁舎新築工事（建築）につきましては、去る6月10日に条件付一般競争入札を行いまして、6月11日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額につきましては、36億4,100万円。

契約の相手方につきましては、前田・マツコー・伸晃特定建設工事共同企業体。

代表者は前田建設工業株式会社九州支店、構成員は株式会社マツコー、株式会社伸晃建設でございます。

4ページをお願いいたします。

議案甲第20号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

新庁舎整備事業鳥栖市市庁舎新築工事（電気設備）につきましては、去る6月10日に条件付一般競争入札を行いまして、6月11日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額につきましては、8億2,500万円。

契約の相手方につきましては、佐電工・シグマ・電興社特定建設工事共同企業体。

代表者は株式会社佐電工鳥栖営業所、構成員は株式会社シグマ鳥栖営業所、株式会社電興社東部営業所でございます。

5ページをお願いいたします。

議案甲第21号工事請負契約の締結について御説明させていただきます。

新庁舎整備事業鳥栖市市庁舎新築工事（機械設備）につきましては、去る6月10日に条件付一般競争入札を行いまして、6月11日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額につきましては、9億7,900万円、契約の相手方につきましては、栄城・有明・古賀設備共同企業体、代表者は栄城設備工業株式会社鳥栖営業所、構成員は株式会社有明電設鳥栖営業所、古賀設備工事株式会社鳥栖営業所でございます。

議案参考資料をお願いいたします。

3ページは建築の工事請負仮契約書、4ページは電気設備の工事請負仮契約書、5ページは機械設備の工事請負仮契約書でございます。

6ページは配置図でございまして、薄黒く塗っている範囲が工事予定範囲でございます。

7ページと8ページは、本館各階の平面図、9ページは本館の北面、南面、東面、西面の

それぞれの立面図。

最後の10ページは北別館の平面図と立面図でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより3議案一括して質疑を行います。

#### **久保山日出男委員**

教えてください。

契約保証金の免除と、10%あるものの違いというのは、どういうことなのか。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

建築工事につきましては、仮契約書のほうに免除というふうに記載しておりますけれども、建築工事につきましては、保険会社と工事履行保証契約を（「何ですか」と呼ぶ者あり）工事履行保証契約ですね、保険会社と工事履行保証の契約をされますので、そうした場合は、鳥栖市の契約事務規則第27条の規定で、契約保証金は免除することができるというふうに記載されていますので、仮契約書には免除というふうに記載しております。

あとの電気設備と機械工事のほうについては、たしか銀行の保証書を提出されるというふうにお聞きしてまして、そうした場合に金額を記載するようにマニュアル上となっておりますので、そちらの金額を記載しているということでございます。

#### **中川原豊志委員**

一応、落札をされているみたいなんですけれども、おのおの応札された数と、落札率を教えてくださいませんか。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

まず、入札の参加者数ですけれども、建築については1者でございます。

それと、電気設備も1者、機械設備も1者でございます。

それで、落札率ですけれども、小数点第3位は切捨てますけれども、建築のほうは99.76%、電気設備は99.65%、機械設備は97.59%でございます。

以上でございます。

#### **中川原豊志委員**

以前も、できれば競争原理が働くように、複数の応札が望ましいということでお話をしておったんですが、1者ずつということで、その結果、99.76%とか99.65%とか、高い金額になっているんですが、やっぱり1者しか応札に参加できなかった理由というのは、何か分かりますか。

### 古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

今回の入札に際して、従来からの現場打ち工法からの設計の一部見直しとか、技術者要件の緩和とかをやっております。

それで、ほかの自治体の建設工事庁舎の建設工事の入札参加要件と比較しても、決してそのハードルが高い要件ではなかったというふうには考えております。

それと、新庁舎の入札工事に際しましては、地元企業の受注機会の確保のために、分離発注と、地元企業とのJV、それに地域要件も踏まえまして条件付一般競争入札ということで、入札に参加できる機会は確保してきたというふうには考えております。

以上でございます。

### 中川原豊志委員

今、説明聞いたんで、若干最初の入札よりも緩和したところはあるのかと思いますが、それぞれ1者しか応札がなかったというのは、ちょっと残念だなと。

やっぱり、地元業者等の参加意欲が少なかったというのか——分かりませんが、結果、ちょっと高い落札額になっているなというところが気にはなります。

いいです。

### 尼寺省悟委員

今の関連ですけど、やっぱり今回も1者、前回は結局ゼロよね。

それで、さっきあなたは、ハードルが決してよそと比べて高いことはない、そんなふうにおっしゃったけれども、結果として見るならば、やっぱり1者しかなく、結果として九十九幾ら、高いと。

やっぱり、どこか……、うーんっていうところは、ないのかなあと。

### 古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長

前回の入札不調から、参加予定だった代表の企業にお話も聞きましたし、それぞれ、前回の入札の際に設計図書を取りに来られた大手の企業様、それに、国土交通省の九州地方整備局、それに、設計をしていただいた設計会社等々とも話をしながら、今回の要件、設計の一部見直しとか要件緩和とかをやってきて、他自治体の再入札のときの入札条件の見直しとか、そういったものを参考にしながら、今回、入札要件は設定してきたところではあります。(「いいです」と呼ぶ者あり)

### 久保山博幸委員

まずは今回、無事契約まで行けそうで、ほっとはしているんですが、公告のやり直しとか、入札のやり直しになったちゅうのは、大いに反省せんばいかんと思うんですが、今、中川原議員も言われましたけれども、結果的に競争原理が働いていないとか、そういう問題もあ

るし、執行部として、反省点च्छूूか、今後もろんな物件が、大きな物件ももう老朽化してきて、そういう時期にもまた来るかと思うんですが、反省点च्छूूというのは何かありますか。

#### 石丸健一総務部長

公告内容等については、特にございませぬけれど、ただ、想定が不十分であったため、再公告まで時間がかかったというところは、やっぱりろんな想定をしなければいけなかつた。それで、その想定のが対応が、ちょっと反省点かなというふうに思っております。

以上でございます。

#### 久保山博幸委員

私も、なかなか難しいところがあるなと思います。

地元の企業さんも参加してもらいたいという気持ちもあるし、その辺りが、条件付きというところの難しいところで、しかし、一般の市民の見方からすれば、1回目も1者ずつ、2回目も1者ずつ、全然競争になつたらんやんかच्छूूのが普通のが感覚だと思うんですよね。

だから、私も個人的には、難しいと、地元も使わんばいかん、競争原理も働かせんばいかんっていうし、その辺の難しいところはあるんだろうなとは思いますが、どうなんですかね。

お答えとしてどうのこうのじゃなかつたばつてんが、その辺が一般市民の感覚からちょっとずれているなとは思います。

一般市民、そういう意見もすぐに入ってきましたし、結局、1者ずつかつていうふうな話で。

その辺をどういうふうに今後反省点としてつなげていくかですね。

#### 石丸健一総務部長

今回の再公告の中で、より門戸を広げるという形で、より参加しやすいように変えてきたという自負はございます。

それで、今後もこれまでと同じということではなくて、どうやったらより参加しやすいかというところは、私たちもそこは追及していかなければいけないというふうに思っておりますので、それこそ、言葉的にあれですけど、ほかの自治体の状況とか、日々変わっている建設業界の状況とか、そういうのを踏まえて、もっと勉強していつて、より参加していただけるように努力は続けてまいりたいというふうに思っています。

#### 久保山博幸委員

取りあえず現場が動いていくんでしょうけれども、例えば、地鎮祭とか、そういうスケジュールっていうのは、まだそこまではいつていないんですか。

大体いつ頃地鎮祭があって、起工式があつてとかいう。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

すいません、具体的な工程っていうのは、議案の議決いただいた後に、そういったお話をすぐしたいと思っております。

以上でございます。

**伊藤克也委員**

以前、お答えになったかもしれませんが、改めてお聞きしたいのが、今、副委員長がおっしゃったように、いよいよ工事が今後始まっていくわけですね。

この北側の道っていうのは、通学路にもなっていますよね。

子供たちが頻繁に歩く姿を目撃しますし、そういったところで、今後工事が始まったときに、そういった安全確保について、今のところどういう検討をされているのかっていうのを教えていただければと思います。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

具体的な安全確保については、またお話しは小学校、中学校ともやっていきたいというふうに思っていますけれども、基本的には、通学時間単位に車両の乗り入れはやらないとか、当然、交通整理員、警備員さんを配置するとか、そういったものはやっていきたいなというふうには考えております。

あと、もう一つ、仮になるかもしれませんが、子供さんが通られる歩道を先に造って、安全確保を図りたいなというふうに思っております。

それも多分、グラウンド辺りぐらいまでしかならないと思いますけれども、北別館の前辺りは無理かもしれませんが、なるべくそういった通学路を確保したいというふうに思います。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

それでは、総務部関係が終わりましたので、教育委員会事務局の準備のため、暫時休憩いたします。

**午前11時21分休憩**



午前11時27分開会

中村直人委員長

再開いたします。

oooooooooooooooooooooooooooo

教育委員会事務局

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

中村直人委員長

これより、教育委員会事務局関係議案の審査を行います。

教育委員会事務局関係の議案は、議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）の1議案であります。

それでは、議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

資料は、書記からタブレットに送信いたします。

では、執行部の説明を求めます。

松隈義和生涯学習課長兼図書館長

それでは、議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

まず歳入から、2ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節3社会教育費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金につきましては、令和2年度3月補正に計上し、繰越明許費としておりましたけれども、県から、令和3年度において予算計上する旨の指示があったため、6月補正に計上するものでございます。

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節4社会教育費県補助金、子ども・子育て支援事業費補助金につきましても国庫支出金と同様でございます。

中島達也学校教育課長

続きまして、学校教育課分を御説明させていただきます。

款17県支出金、項3委託金、目4教育費県委託金、節1教育総務費委託金につきましては、

小中連携による学力向上推進地域指定事業委託金でございます。

本事業は、県から事業費の満額について委託金を受けるものでございます。

#### **松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

続きまして、款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入、コミュニティ助成金につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業におきまして、藤木の獅子舞用具整備が採択を受けましたので、所要の額を計上するものでございます。

なお、このコミュニティ助成金につきましては、ほかに中央区の山笠台車及び飾り山の補修も採択を受けているところでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

#### **中島達也学校教育課長**

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。

款10教育費、項1教育総務費、目3学校教育事務局費、節7報償費から節10需用費につきましては、小中連携による学力向上推進地域指定事業に係るものでございます。

この事業につきましては、佐賀県教育委員会の指定する鳥栖西中学校及び麓小学校、旭小学校が児童生徒の学力向上に向けまして、基礎基本の定着や活用力を高める授業改善、また、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的に学ぶ態度の育成等に小中学校が連携して取り組む事業に対する委託金でございます。

小中学校で連携して行うことを前提としまして、授業改善等の研究が中心となってまいります。

県からの委託金45万円を、研修会の講師謝金や旅費、研究発表会に伴う消耗品費購入費用、研究図書の購入などに支出する予定でございます。

#### **松隈義和生涯学習課長兼図書館長**

それでは、4ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、節11役務費から、節18負担金、補助及び交付金までにつきましては、放課後児童クラブにおける新型コロナ感染拡大防止事業と、ICT化を推進する事業でございますが、これも歳入での説明と同様、県から令和3年度において予算計上する旨の指示があったため、6月補正に計上するものでございます。

目2文化財保護費、節19負担金、補助及び交付金につきましては、歳入のほうでも御説明いたしましたけれども、藤木の獅子舞用具整備に関わる補助でございます。

今回の藤木は、獅子舞の衣装等を作成される予定でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

## 青木博美教育部次長兼教育総務課長

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

令和2年度繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

このことにつきましては、さきの3月定例市議会におきましてお願いしておりました繰越明許費につきまして、繰越額が確定いたしましたので、報告するものでございます。

上から、款10教育費、項1教育総務費のICT支援員配置事業は、令和2年度に導入いたしましたタブレット端末の操作等の支援のために配置するもので、令和3年度予算と合わせて、4人体制で小中学校の支援を行うものでございます。

項2小学校費の特別支援学級整備事業は、学級増に伴う間仕切り設置等を行うもので、工期が令和3年度にまたがるため、繰越しを行ったものでございます。

中学校費も同様の内容となっております。

感染症対策事業は、国の令和2年度補正予算に伴い、3月補正に計上したものでございますが、これも同じく事業実施が令和3年度になるため、繰越しを行ったものでございます。

内容は、感染予防のために、消毒液、ハンドソープ等を購入する費用でございます。

中学校費も同様の内容でございます。

施設用感染症対策経費も、同じく国の令和2年度補正予算に伴い、3月補正に計上したものでございますが、事業実施が令和3年度になるため、繰越しを行ったものでございます。

内容は、給食センターで感染予防のためにサーマルカメラを設置するものでございます。

項3の中学校費につきましては、小学校費と同じ内容となっております。

項4社会教育費の施設用感染症対策経費も、同じく国の令和2年度補正予算に伴い、3月補正に計上したものでございますが、事業実施が令和3年度になるため、繰越しを行ったものでございます。

内容は、同和教育集会場と勤労青少年ホームに感染予防のためにサーマルカメラを設置するものでございます。

なお、繰越しとして計上いたしておりました、社会教育費、放課後児童クラブ感染症対策事業1,824万1,000円は、県の指示により、令和3年度に予算計上することになりましたので、先ほど御説明いたしましたとおり、今回の6月補正で計上させていただいております。

令和2年度繰越明許費繰越計算書の説明につきましては、以上でございます。

## 中村直人委員長

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

## 久保山日出男委員

コロナ関係で、小学校、学級閉鎖とかされた学校もあったかと思いますが、その中

で、学校と、休校したといいますか、クラスを教えていただければ。

ここで準備できている？分かる？分からなかったら、できたら、我々総務文教委員会への資料を、学校と、何クラス休校したぐらいは把握しておきたいもので、できれば資料等を出せますか。

**中村直人委員長**

いいですか。

**小柳秀和教育部長**

期間につきましては、例えば、5月だけとかという形でもよろしゅうございますか。

**久保山日出男委員**

昨年から現時点までっていうことで、出らんかな。

じゃあ、出しやすいのはいつからですか。

**小柳秀和教育部長**

第4波がありましたのが、今年の4月以降でございますので、可能であれば、委員会の総意ということでございますれば、提出をさせていただきたいというふうには思います。

ただ、今回、児童生徒が、陽性者が小中学校で7人（38ページで5月分のみの陽性者が7人であると訂正）出ておりまして、その中で学級閉鎖等になった数というのは持ち合わせておりませんので、状況としては、そういう状況でございます。

以上です。

**久保山日出男委員**

そうしたら、学校と、学級閉鎖したかの、ざっとした感じで、何も、氏名を挙げろとは言いませんから。

そういうことで、何人なのかぐらいまで教えていただければ、拡大が分かるから、これからの参考になればと思って、よろしくお願ひしたいと思いますが、よろしいですか。

**中村直人委員長**

それでは、資料として、委員会提出を求めたいと思いますので、詳細は、なかなかできないと思いますので、大卒お願ひしたいと思います。

よろしいですか。

**久保山日出男委員**

お願ひします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**久保山博幸委員**

同じくコロナ関係で、なかなか学校の現場にも視察に行くっちゅうわけにはいかんのですけれども、今年が、例年より早く暑くなって、要するに小中学校のマスク、子供たち、どがな思えばしよっとかなと思って。

我々でも、ちょっと動く息苦しいぐらいの暑さになってきて、まだ給食も黙って食べんばいかんとかいう話も聞くしですね。

給食はまだいいとしても、マスクをつける、つけないという判断とか、子供たちの間では、外しとったらいろいろ言われたりとか、本当にきついときは、やっぱり外したいですもんね。

その辺の現場での判断とか、状況、取組ってというのは、何か分かりますか。

どういうふうに対応されているかっていうのを、教えていただきたいんですけども。

#### **中島達也学校教育課長**

コロナ禍におけるマスク着用につきましては、今議会におきましても答弁をさせていただきましたが、特に熱中症対策との関連で、御存じのように福岡県の篠栗町辺りでも熱中症ということで報道等もされました。

まずは子供たちの健康状態、そこを第一に考えたときに、やはり熱中症対策を先に持ってきてという形で、特に体育時については、もうマスクを外すということを基本として、子供たちに指導をしておるところでございます。

また、登下校に際しましても、もうマスクを外して、間隔を取りながら登下校するという指導をしているところでございます。

ただ、平常時におきましては、やはりまだ基本的にはマスクを着用して授業を受けているという状況ではございます。

ただ、その状況に合わせましても、やはり基本、生徒の様子を見ながら、学校で判断をしていくという形で進めているところでございます。

#### **久保山博幸委員**

授業ば受けよるときは、まだ動かんけんよかろうばってん、例えば、掃除をするときとか、体を動かすときはきつからうなあって思うけん、やっぱりその辺は、あくまで教室の中におるときは、マスクを着用というのが基本になっているっちゅうことですか。

#### **中島達也学校教育課長**

そうですね、マスク着用というのが、まだ基本としておるところでございます。

#### **尼寺省悟委員**

この5ページの繰越明許費繰越計算書。

この表の見方、教えてほしいんやけど、一番右側のほうで、左の財源内訳ということで、未収入特定財源、国庫支出金とか並んでるけど、これは、未収入特定財源ということで、現

実的には、まだ入っていないとか、そういう意味？例えば、教育総務費で476万4,000円とか。

**青木博美教育部次長兼教育総務課長**

未収入といいますのは、国から内示とかを受けていて、使える財源にはなりますけれども、まだ実際には入ってきていないものです。

それで、通常、こういった事業っていうのは、実績報告をした後に国から頂けるものなので、事業の後に入ることになります。

**尼寺省悟委員**

基本的には、事業をやった後に入ってくると、そういうこと。

いや、どうしてかちゅうと、感染症対策とか、こういったように入っていないと。

それで、感染症対策っていうのは、やっぱり急ぐというようなことで、まだ入っていないから、まだ事業そのものはどうなんかなと思っただけの質問やけれども、そういう意味ね。

**青木博美教育部次長兼教育総務課長**

予算としては計上していますので、実際、使うことができます。

それで、国庫支出金とかは、実際に使った後に、実績報告を出して請求をしてから市のほうに入りますので、どうしても事後にしかならないものです。（「いいです」と呼ぶ者あり）

**伊藤克也委員**

すいません、教えていただきたいんですが、小中連携による学力向上推進地域指定事業ということで、麓小学校、旭小学校、鳥栖西中学校ですかね。

そこで、学力向上を目指されているっていうふうな理解をさせていただくんですが、例えば、小中連携ということで、教科担任制というか、上級生でそういう専門の先生に指導をいただくとかっていうことも視野に、そういったこともやられているのかなっていうところを思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

**中島達也学校教育課長**

特に今回、鳥栖西中学校、麓小学校、旭小学校では、3校ともに大きなテーマとして、自ら学び続ける児童生徒の育成としまして、今回の学習指導要領の1つのキーワードになっております主体的、対話的で深い学び、これを核とした小中一貫教育ということで進めております。

そういう中で、もう既に鳥栖市内においては、小中連携という形で進んでいる中で、例えば、中学校の美術の教師が小学校に行って、図工の時間に専門的な技術の指導をしてみたりとか、体育の教員が行って、してみたりとか、そういったことを行っていますので、それをさらに継続、さらに発展させるような形で研究を進めていくことになると思っております。

**伊藤克也委員**

そういうことで、美術とか、音楽とか、そういったところで中学校の先生が小学校の子供たちに指導するといったことから、今後、算数とか、英語とか、ある程度専門的なことも必要になってくると思うんですね。

そういったことに今後つなげていくっていう方向性としては、そういったことも視野に入れながら、小中連携を進めていっておられるという理解の仕方によろしいでしょうか。

#### **中島達也学校教育課長**

いろんな連携の仕方があると思うんで、それも今は技能強化が主になっていますけど、その辺もやっぱり、今後、在り方を含めて検討をしながら進めていくことになると思っております。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。（「議案外になるかもしれんけど、いいですか。コロナワクチンの件で」と呼ぶ者あり）

#### **中川原豊志委員**

すいません。

議案外かもしれんけど、コロナウイルスワクチン接種が12歳以上ということで、中学生も対象になってくるわけですよ。

それで、中学生のワクチン接種の考え方っていうのは、担当課があるんですけども、学校のほうで何か考えていらっしゃることというのはあるんですか。

#### **小柳秀和教育部長**

現時点で学校でどう考えられているかという質問だと思いますけれども、国の指針等に基づいてお知らせをしていくという中で、実施をするしかないなというふうに考えているところでございます。

#### **中川原豊志委員**

ワクチン接種担当課のほうが、今回、個別接種でずっと進めていこうというふうな考えですよ。

それはそれでいいと思うんで、学校としても、生徒にもそういう感じで対応していこうという考えでよろしいのかなと。

#### **小柳秀和教育部長**

接種方法につきましては、これから検討になると思いますが、密を避けるために集団接種がいいものなのかどうかとか、あと、現在65歳以上でやられているような、かかりつけ医で行うべきものなのか、生徒児童それぞれに対応すべきこともあると思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

#### **伊藤克也委員**

私も今回、一般質問で、要望という形で、中学生の児童については、集団接種は避けるべきじゃないかということをおっしゃっていただいたんですけど、やはり同調圧力っていうか、差別とか、一部にそういったことも言われていますし、子供たちの健康状況っていうのは、やっぱりかかりつけ医の方が一番把握をさせていただいている、親としても、打つことに関しては、副反応についてかなり心配もされていると思うんですね。

ですから、集団というよりも、かかりつけ医という方向性でやられたほうが、親御さんとしても安心ではないのかなという思いを持っておりますので、私はそういった進め方で、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

以上です。

#### **久保山博幸委員**

せっかくの機会なんで、先ほどの小中連携の件でお尋ねしたいんですが、例えば、小学校6年生が中学校に上がる楽しみって、やっぱり部活動があると思うとですよ。

自分のときの経験から言うと、もう6年生になると、中学生になったら何部に入るとか、それも中学生に上がるときのバリアっちゃうか、ギャップを防ぐ、中学生になる楽しみの1つだと思うんですね。

だから、その辺では、中学生が小学6年生と、部活動紹介じゃなかばってん、何かそういう交流っていうのは行われているんでしょうか。

#### **中島達也学校教育課長**

どの校区でもそういった交流を行われております。

その中で、子供たちも実際体験入部という形で、自分が行ってみたい部に参加をしてみたりもしているところがございますので、そういう中で、今委員がおっしゃっていただいたように、中1ギャップの解消という部分に結びついているんじゃないかなと思っているところがございます。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で教育委員会事務局関係議案の質疑は終了いたします。



中村直人委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

午前11時50分散会

令和3年6月21日（月）



## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 久保山博幸

委員 森山林

委員 久保山日出男

委員 尼寺省悟

委員 中川原豊志

委員 伊藤克也

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 石丸健一

総務部次長兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 緒方守

総務課長補佐兼庶務係長 古賀庸介

企画政策部長 松雪努

教育部長 小柳秀和

## 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 大塚隆正

## 5 日程

議案審査

議案乙第17号令和3年度鳥栖市一般会計補正予算（第4号）

議案甲第13号鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例

議案甲第14号鳥栖市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案甲第15号鳥栖市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第19号工事請負契約の締結について

議案甲第20号工事請負契約の締結について

議案甲第21号工事請負契約の締結について

〔総括、採決〕

## 6 傍聴者

なし

## 7 その他

なし



**小柳秀和教育部長**

おはようございます。

配付いたしております資料の説明を申し上げます。

なお、感染者及びその家族へ配慮し、学校名等の記載を行っておりませんことを御了承ください。

期間は令和3年4月1日から6月16日までの状況についての御報告でございます。

2番目、鳥栖市立学校での児童生徒の陽性者の確認数でございます。

先日の委員会の中で、児童生徒の陽性確認数について、5月分のみお伝えしておりました。

1の期間内における月別の人数をお伝えいたします。4月は1人、5月は7人、6月は0人でございます。

3番目の学級閉鎖の数でございますが、当該期間の中では、小学校が2クラス、中学校が1クラス、合計3クラス。

以上でございます。

**中村直人委員長**

ありがとうございました。

ただいま資料説明を受けましたけれども、質問等があればお願いしたいと思います。

**尼寺省悟委員**

2番のところ、学級閉鎖の数ということで、小学校2クラスっちゅうのは、閉鎖の期間というのは、それぞれどれぐらい？

**小柳秀和教育部長**

これは、検査のために学級閉鎖を行ったもので、それぞれ1日だけでございます。

**尼寺省悟委員**

検査のために1日したと。

普通、陽性者が出たときには、感染を防ぐために、ある程度時間を取った形で閉鎖するというのを考えるばってん。

陽性者が出たと、うつたらいかんっちゅうことで、どれだけか知らんけど、何日間か閉鎖する、そういったことは、する必要はなかったわけ？

**小柳秀和教育部長**

保健所の指導に基づいて実施したところでございます。

以上でございます。

**中村直人委員長**

いいですか。



エアコンをつける、また、換気をする、マスクの使用についても、やっぱりそのときの状況に応じて、マスクを外していいときには外して、熱中症を防止するようなことも、特にこの夏については配慮をお願いしたいと要望しておきます。

以上です。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

#### 久保山博幸委員

庁舎建設に関して、意見になるかと思うんですが、工事着工のめどがついて、ほっとされているところとは思いますが、結果的に、入札率が99.65%とか、機械設備だけが97.6%ぐらい。

要するに、市民感覚からすると、競争入札やけん、当然、何者かおって、競争してもらって、少しでも安く受注してもらおうというのが、それが競争入札の一般的な感覚かと思うんですが、結果的に1回目も2回目も競争入札のていをなしとらんやったっていうところに、どうなのかなっていう疑問があるんですよ。

それで、仮に、いわゆる競争入札が行われておったとすれば、機械設備の97.何%かになれば、やっぱり1億数千万円の入札残が出る、それだけのお金があれば、いろんな施策にも回せたりとか、例えば今、このコロナの状況の中で、独自の施策を打てたんじゃないかなと。

そういうことを考えると、果たして、ほっとしている場合かなというふうな、やっぱり今回のことは、今後に向けて、入札の在り方、どこを改善せんばいかんかなっていうのを検証していかないかんと思うんですよ。

それで、入札が複数にならなかったっていうのは、例えば、設計に問題があるのかとか、特殊な工法を採用したから参加者が限定されたのか、そうじゃなかったのかとか、その辺の検証もやるべきだろうし、そもそも工事発注前の建設委員会ですよ。

まずは設計の発注から始まると思うんですが、市庁舎を造るために、発注方法を含めた、建設委員会の中身っていうのが重要だったのかなあというふうに感じております。

だから、その辺、今後も大型事業をいずれ発注されていくと思うんですが、そういう、競争入札が行われるような事業の推進が求められるんじゃないかなっていうふうな、意見として申し上げます。

#### 中村直人委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕







鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長      中   村   直   人   印

